

貨物自動車運送事業法令試験実施結果
(令和6年1月)

中部運輸局

令和6年1月19日

	受験者数	合格者数	合格率
中部運輸局	29	26	89.7%

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和6年1月19日)

申請者名 (法人名)

受験者の氏名

(注意事項)

※問題文末尾の括弧は、関係する法令等を指します。また、設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題1から20の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を()
内に記入しなさい。

問題1 (一般貨物自動車運送事業の許可)

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(貨物自動車運送事業法)

()

問題2 (運転者)

運転者は、事業用自動車の乗務について、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を乗務後に一般貨物自動車運送事業者に出なければならぬ。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題3 (運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款を事業用自動車内に掲示しなければならない。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 4 (従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況、その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 5 (運賃及び料金の届出)

運賃料金設定(変更)届出書には、「設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法」を記載しなければならない。(貨物自動車運送事業報告規則)

()

問題 6 (下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)から起算して、六十日の期間内において、その適当な期間を定めなければならない。(下請代金支払遅延等防止法)

()

問題 7 (過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び過労運転時間を定めなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 8 (事業者等の責務)

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法)

()

問題 9 (点呼等)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対する点呼において、深夜時間帯の運行管理者(補助者)の帰社後等都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 10 (届出)

一般貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法施行規則)

()

問題 11 (一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣から貨物自動車運送事業法の規定に基づく処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 1 2 (貨物の積載方法)

一般貨物自動車運送事業者は事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 1 3 (定期点検整備)

一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車は3ヶ月毎に定期点検整備を行わなければならない。(道路運送車両法)

()

問題 1 4 (労働条件の明示)

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。(労働基準法)

()

問題 1 5 (運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 1 6

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三条又は第六条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

()

問題 17 (運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者は、運行指示書及びその写しは運行が終了すれば破棄してもよい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 18 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法)

()

問題 19 (有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。(道路運送法)

()

問題 20 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業を営む者が他の貨物軽自動車運送事業を営む者の行う運送を利用してする貨物の運送をいう。(貨物自動車運送事業法)

()

II. 次の問題 2 1 から 2 5 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 2 1 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息时间及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。①～⑦から正しいものを選び()内に記入しなさい。(自動車運転手の労働時間等の改善のための基準)

ア. 拘束時間は、1箇月について()を超えないものとする。

イ. 1日についての拘束時間は、()を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、16時間とする。

ウ. 勤務終了後、継続()以上の休息期間を与える。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり()、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

オ. 連続運転時間は、()を超えないものとする。

① 4時間 ② 8時間 ③ 9時間 ④ 13時間

⑤ 15時間 ⑥ 293時間 ⑦ 300時間

問題 2 2 (事業計画)

次のア～ウのうち、事業計画として記載しなければならない事項としてあてはまらないものを1つ選び()内に記号で記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

ア. 営業区域

イ. 自動車車庫の位置及び収容能力

ウ. 貨物自動車利用運送をするかどうかの別

()

問題 2 3 (過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者を、次の中から2つ選び()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

ア. 3ヶ月の期間を定めて使用される者

イ. 労働者派遣事業者から派遣された運転者

ウ. 日々雇い入れられる者

エ. 試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)

() ()

問題 2 4 (事業の譲渡し及び譲受け等)

次の申請のうち、国土交通大臣の認可を要するものとして誤っているものを一つ選び記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

- ア. 事業の休止及び廃止
- イ. 事業の譲渡し及び譲受け
- ウ. 法人の合併及び分割

()

問題 2 5 (事業報告書及び事業実績報告書)

事業報告書についての報告期間及び提出時期として正しいものはどれか。(貨物自動車運送事業報告規則)

- ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 0 0 日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 2 0 日以内
- ウ. 事業年度に関係なく、毎年 5 月 3 1 日まで

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題 (解答)
(令和6年1月19日)

申請者名 (法人名)

受験者の氏名

(注意事項)

※問題文末尾の括弧は、関係する法令等を指します。また、設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題1から20の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を()
内に記入しなさい。

問題1 (一般貨物自動車運送事業の許可)

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(貨物自動車運送事業法第3条)

(正) 許可

(×)

問題2 (運転者)

運転者は、事業用自動車の乗務について、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を乗務後に一般貨物自動車運送事業者に出なければならぬ。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第17条)

(×)

問題3 (運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款を事業用自動車内に掲示しなければならない。(貨物自動車運送事業法第11条)

(正) 主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように

(×)

問題4（従業員に対する指導及び監督）

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況、その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）

（ ○ ）

問題5（運賃及び料金の届出）

運賃料金設定（変更）届出書には、「設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法」を記載しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）

（ ○ ）

問題6（下請代金の支払期日）

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、六十日の期間内において、その適当な期間を定めなければならない。（下請代金支払遅延等防止法第2条の2第1項）

（正）六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

（ × ）

問題7（過労運転の防止）

一般貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び過労運転時間を定めなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

（正）乗務時間

（ × ）

問題 8 (事業者等の責務)

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

(○)

問題 9 (点呼等)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対する点呼において、深夜時間帯の運行管理者(補助者)の帰社後等都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項)

(正) 運行上やむを得ない場合を除き、対面により点呼を行わなければならない

(×)

問題 10 (届出)

一般貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号)

(○)

問題 11 (一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣から貨物自動車運送事業法の規定に基づく処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第2項)

(○)

問題 1 2 (貨物の積載方法)

一般貨物自動車運送事業者は事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 5 条)

()

問題 1 3 (定期点検整備)

一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車は 3 ヶ月毎に定期点検整備を行わなければならない。(道路運送車両法第 4 8 条第 1 項)

()

問題 1 4 (労働条件の明示)

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。(労働基準法第 1 5 条第 1 項)

()

問題 1 5 (運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(貨物自動車運送事業法第 1 0 条第 1 項)

()

問題 1 6

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三条又は第六条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 7 条第 1 項)

()

問題 17 (運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者は、運行指示書及びその写しは運行が終了すれば破棄してもよい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)

(正) 運行の終了の日から一年間保存しなければならない

(×)

問題 18 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法第9条第3項)

(○)

問題 19 (有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

(道路運送法第78条)

(○)

問題 20 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業を営業者が他の貨物軽自動車運送事業を営業者の行う運送を利用してする貨物の運送をいう。(貨物自動車運送事業法第2条第7項)

(正) 他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送

(×)

II. 次の問題 2 1 から 2 5 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 2 1 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息时间及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。①～⑦から正しいものを選び()内に記入しなさい。(自動車運転手の労働時間等の改善のための基準第4条第1項)

ア. 拘束時間は、1箇月について(⑥)を超えないものとする。

イ. 1日についての拘束時間は、(④)を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、16時間とする。

ウ. 勤務終了後、継続(②)以上の休息期間を与える。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり(③)、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

オ. 連続運転時間は、(①)を超えないものとする。

- ① 4時間 ② 8時間 ③ 9時間 ④ 13時間
⑤ 15時間 ⑥ 293時間 ⑦ 300時間

問題 2 2 (事業計画)

次のア～ウのうち、事業計画として記載しなければならない事項としてあてはまらないものを1つ選び()内に記号で記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項)

ア. 営業区域

イ. 自動車車庫の位置及び収容能力

ウ. 貨物自動車利用運送をするかどうかの別

(ア)

問題 2 3 (過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者を、次の中から2つ選び()内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項)

ア. 3ヶ月の期間を定めて使用される者

イ. 労働者派遣事業者から派遣された運転者

ウ. 日々雇い入れられる者

エ. 試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)

(ウ) (エ)

問題 2 4 (事業の譲渡し及び譲受け等)

次の申請のうち、国土交通大臣の認可を要するものとして誤っているものを一つ選び記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第 3 0 条第 2 項)

- ア. 事業の休止及び廃止
- イ. 事業の譲渡し及び譲受け
- ウ. 法人の合併及び分割

(ア)

問題 2 5 (事業報告書及び事業実績報告書)

事業報告書についての報告期間及び提出時期として正しいものはどれか。(貨物自動車運送事業報告規則第 2 条第 1 項)

- ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 0 0 日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 2 0 日以内
- ウ. 事業年度に関係なく、毎年 5 月 3 1 日まで

(ア)